※初任給、昇格、

人事委員会告示

※越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(一六)………二三

※公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する

※福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(一三)…………

昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(一四)………一

兀

※給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(一二)

※福井県職員等の勤務時間、

休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示(一)…………二四

休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、

外第 28 号 令 和 6 年 3月31日(日) 火曜 日 発

## 人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規 則 (一〇) .....

※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一一

(※は県例規集登載事項)

目

次

福井県

般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

# 事委員会規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和三十一年福井県人事委員会規則第十一号)福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	131	Н	(日)						Iμ	计	215	<b>報 万</b>	グト	/13 2		J			
. 附	(略)	越前市坂口小学校		大野市和泉小学校	(略)	福井市越廼小学校		福井市殿下小学校	(略)	学校名	へき地学校等	別表第一(第二十六条関係)	<b>ි</b>	、敦賀児童相談所、和敬	3 条例第十一条第一項第	2 (略)	第十条 (略)	(社会福祉業務等に従事する職員の手当の支給	
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	所在地				和敬学園、特別支援学校および	項第三号の人事委員会の定める公署は、			する職員の手当の支給)	改正後
									一級	級				特別支援学校および特別支援教育センターとす	公署は、児童・女性相談所				
	(略)	越前市坂口小学校	大野市和泉中学校	大野市和泉小学校	(略)	福井市越廼小学校	福井市殿下中学校	福井市殿下小学校	(略)	学校名	へき地学校等	別表第一(第二十六条関係)	0	敦賀児童相談所、和敬学園、	3 条例第十一条第一項第	2 (略)	第十条 (略)	(社会福祉業務等に従事する職員の手当の支給)	
	(略)	(略)	大野市朝日	(略)	(略)	(略)	福井市風尾町	(略)	(略)	所在地				園、特別支援学校および特	イ、ロ女を引、昇川で愛さならにが昇川で受な条第一項第三号の人事委員会の定める公署は、		する職員の手当の支給)	改正前	
									一級	級				特別支援学校および特別支援教育センターとする	る公署は、総合福祉相談所、				

3

令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村

福井県人事委員会規則第十一号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則 表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 (昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号) の一部を次のように改正する。

改正後

第三十条 類末手当の支給

2 員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 条例第二十一条第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、 次に掲げる職

一 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあ 号会計年度任用職員(条例第二十一条第七項ただし書および条例第二十六条 に限る。)となつたもの これらの者を「特定会計年度任用職員」という。)ならびに短時間勤務職員 十六条の六第七項の規定により期末手当および勤勉手当の支給を受ける第一 つては、任用期間が六月以上である第二号会計年度任用職員および条例第二 一六第八項の規定により任用期間が六月以上であるとみなす者を含む。 以下

イ・ロ (略)

3 9 (略)

10 第二号会計年度任用職員にあつては、 条例第二十一条第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員( 特定会計年度任用職員である者に限る。

)として在職した期間とする。

(勤勉手当の支給

第三十一条 (略)

6 2 5 職員にあつては 前項に規定する勤務期間は、 (略) 条例の適用を受ける職員

間とする。 特定会計年度任用職員である者に限る。 (第二号会計年度任用 )として在職した期

(期末手当および勤勉手当)

改正

第三十条

(期末手当の支給)

2

員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 条例第二十一条第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、 次に掲げる職

特定会計年度任用職員」という。) ならびに短時間勤務職員に限る。) とな 定により任用期間が六月以上であるとみなす者を含む。以下これらの者を「 職員(条例第二十一条第七項ただし書および条例第二十六条の六第八項の規 つたもの 十六条の六第七項の規定により期末手当の支給を受ける第一号会計年度任用 つては、任用期間が六月以上である第二号会計年度任用職員および条例第二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあ

イ・ロ (略

(略)

3 ( 9

(勤勉手当の支給

第三十一条 (略)

6 職員および第二号会計年度任用職員を除く。 前項に規定する勤務期間は、 条例の適用を受ける職員(第一号会計年度任用 )として在職した期間とする。

(期末手当)

医療職給料表二

に限る。)、健康福祉センタ

1 5 15

略

総合福祉相談所、

こども

## 第四十条

- 2 する。 よび勤勉手当基礎額は、 条例第二十六条の六第七項の規定により人事委員会規則で定める期末手当お 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める額と
- 3 4 期末手当および勤勉手当基礎額を定めるものとする。 第一号会計年度任用職員に対する期末手当の支給に係る在職期間の算定につ 前項の規定により難い場合は、 あらかじめ任命権者が人事委員会に協議して
- 5 ては、 ては、 第一号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る在職期間の算定につ 短時間勤務職員の例による。 短時間勤務職員の例による。 この場合において 第三十 条の三第一 一定の勤
- 号中 り第一号会計年度任用職員について定められた勤務日以外の日」と読み替える 日等および年末年始の休日等」 務時間条例第十八条の規定により第一号会計年度任用職員について定められた 務時間数が繰り返されていた場合にあつては、 ものとする。 日当たりの勤務時間 一当該期間 (当該期間において週その他の 同条第三号イ中 とあるのは 「勤務時間条例第十八条の規定によ 「週休日ならびに祝日法による休 当該 定期間を周期として 定期間」 とあるのは

勤

### 別表第一 そう 鱼月 包囲を (第二条関係)

研究職給	(略)	\ \T.	給料表	
料表			の種類	の適用範囲
(略)		(略)	適用する機関	[表
(略)	ĺ.	(路)	適用する職員	

### 健康福祉部健康医療局 域医療課、 康福祉部健康医療局医薬食品 原子力環境監視センター、 育センター、 医療局長を置く場合に限る。 衛生課(動物愛護センター 総合福祉相談所、こども療 健康福祉部健康医療局地 健康福祉センター 県立病院 (健康 健 げる者 員のうち、 上欄の機関に勤務する職 員のうち、 る医師および歯科医師 は公衆衛生業務に従事す 上欄の機関に勤務する職 医療業務また 次の各号に掲

2 礎額は、 条例第二十六条の六第七項の規定により人事委員会規則で定める期末手当基 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第四十条

前項の規定により難い場合は、あらかじめ任命権者が人事委員会に協議して

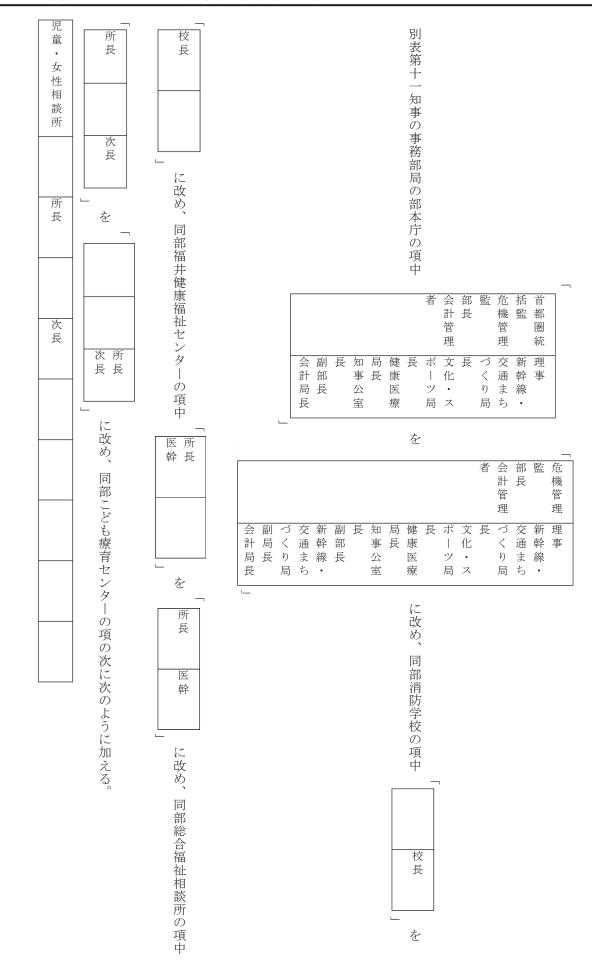
3

期末手当基礎額を定めるものとする。

### 別表第一 (第二条関係)

医療職給料表□原子	医療職給料表(一) 健康 に限	研究職給料表(略)	(略) (略)	給料表の種類	総 料表の 適 用 範 囲表
一、総合福祉相談所、こどもに限る。)、健康福祉センター・衛生課(動物愛護センター康福祉部健康医療局医薬食品原子力環境監視センター、健原子力環境監視センター、健	院というでは、こともないでは、こともないでは、ことのでは、ことのでは、これが、いいでは、これが、のでは、これが、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	(1)	)	適用する機関	
1~ 15 (略)	る医師および歯科医師 は公衆衛生業務に従事す 員のうち、医療業務また	(略)	(略)	適用する職員	

福 祉 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表 (三)
児童相談所、和敬学園 と選相談所、和敬学園	療育センター、児童・女性相 原音・大性相 原音・大性相 原音・大性相 原音・大性相 原音・大性相 原音・大性 一、総合福祉相談所、こど ター、総合福祉相談所、こど を有と環境研究センター、畜産 に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
上欄の機関に勤務する番目のうち、社会福祉に関する専門的な知識および技術をもつて、自己の判断に基づき独立して、児野に対し、必要な援護、等に対し、必要な援護、等に対し、必要な援護、保育、介護等の対人サービス業務に従事する者	上欄の機関に勤務する職 員のうち、保健指導また は看護等に従事する保健 師、助産師、看護師、准 可入事委員会がこれに準 で入事委員会がこれに準
福祉職給料表	医療職給料表(三)
童相談所、和敬学園を出る。	東育センター、和敬学園、県 立病院、衛生環境研究センタ 上、畜産試験場、家畜保健衛 生所、特別支援学校、中学校 生所、特別支援学校、中学校 、小学校 を身ー、総合福祉相談所、こど を身ー、総合福祉相談所、こど を有でンター、嶺南振興局 も療育センター、嶺南振興局 も療育センター、海南振興局
	上欄の機関に勤務 目のうち、保健指 師、助産師、看護師院 看護師、看護師見 が人事委員会がこ



別表第十一知事の事務部局の部県立病院の項中

長 薬 課 剤 長 部 次

看 参 室 連 地 室 連 地 室 サ 利 室 栄 IJ 長 看 長 看 ン 放 看 一用長養室シバ ( 護外部 次携域長携域長 護 護 護 事 射 査 <sub>(</sub> 護 病 部 ( 護教 部 長 推 医 推医 線室 部 ス境 理 э <u>у</u> 育 次 来次 進療 進療 室 長 棟 次 次

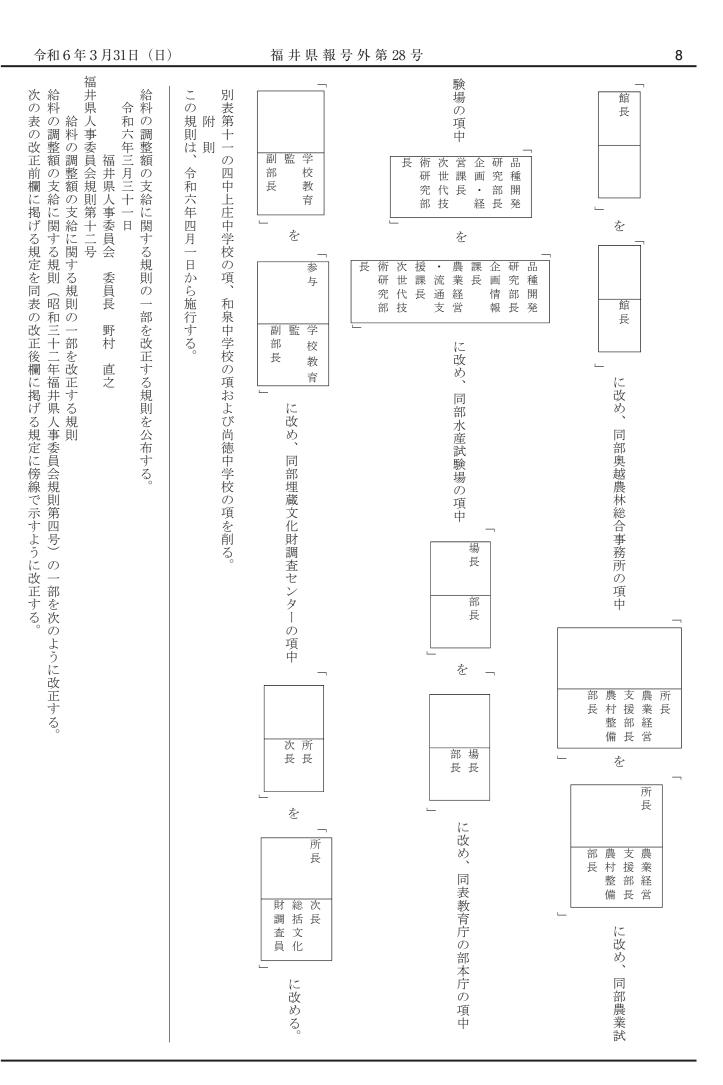
\_

を

薬 管医管医部医長 セ長 事 事 剤 理 療 理 療 務 務 長療 技 部室情室安 タ 局 局 長長報長全 術 ] 次 長 看 長 薬 課 護 剤 長 部 部 次 長 セ室 サ 利室栄ンテ リ長 放検 長 看 長 看 長 看 長 看 参 養室|ハ 長ン長 1 用長 射 査 護 護外部 護 ( 病 護 護事 タ 管長シビ ビ環 線 室 教 部 部 部 ] ス境 э リ 室 長 育 次 棟 次 理 来 次 次

\_

に改め、同部陶芸館の項



		相 談所 新 生 女 性	センター	
		女性	療育	
(5) 児童に直接接することを常例とする職員(1)に掲げる者および医療職給料表回の適用を受ける者を除く。)	(3) 困難な問題を抱える女性の心理判職員 職員 電難な問題を抱える女性の自立支援 困難な問題を抱える女性の自立支援 国難な問題を抱える女性の自立支援 という はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい は	料 る    料 る	(略)	② その他の職員(福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)第二十二条に規定する庶務に関することに従事することを本務とする職員(以下「一般事務職員」とする職員(以下「一般事務職員」とする職員(以下「一般事務職員」とする職員(以下「一般事務職員」とすることを本務とする職員を除く。)
		그 크	(略)	略
-	<u> </u>	•	1	
		·	センと	
		·	センター	
			センター こども療育 (略)	(6) 児童に直接接することを常例とする職員(1)に掲げる者および医療職る職員(1)に掲げる者および医療職力を強力を強力を強力を強力を表して、一号)第二十二条に規定する庶務に一号)第二十二条に規定する庶務に一号)第二十二条に規定する庶務に対することを本務とする職員(4)に掲げる者および医療職力を強力を表して、、栄養士および調理師を除く。)
				(6) 児童に直接接することを常例とする職員(1)に掲げる者および医療職る職員(1)に掲げる者および医療職局があることに従事することを本務とする職員(以下「一般事務職員」とする職員(以下「一般事務職員」とすることを本務とすることを本務とすることを本務とする電人であることを本務とする電人であることを本務とすることを本務とすることを本務とすることを本務とすることを本務とすることを本務とすることを本務とすることを本務とすることを本務とする職員、警察官
			(略)	児童に直接接することを常例とする職員(印に掲げる者および医療職る職員(印に掲げる者および医療職局の適用を受ける者を除く。
			(略)	児童に直接接することを常例とする職員(印に掲げる者および医療職る職員(印に掲げる者および医療職局の適用を受ける者を除く。

関することに従事することを本務と

福井県報号外第28号 福井県人事委員会規則第十三号 この規則は、 別 次の 福井県の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福井県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。 福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。 表第一 談所 令和六年三月三十一日 警備課 察隊 地域機動警 嶺南振興局 敦賀児童相 和敬学園 表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 略 福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (第二条関係 福井県人事委員会 令和六年四月一日から施行する。 (1)(2)(1)略 略 略 る職員 いう。 理師を除く。 ける者を除く。 する職員 (2)児童に直接接することを常例とす 略 (医療職給料表回の適用を受 略 (以下「一般事務職員」と 警察官、 委員長 改正後 栄養士および調 野村 直之 略 略 略 略 略 別表第一 警備隊 察隊 談所 地域機動警 和敬学園 敦賀児童相 嶺南振興局 (略) (第二条関係 (3)(1)(4)(1) (略) 略 略 る職員 給料表回の適用を受ける者を除く 料表回の適用を受ける者を除く。 料表にの適用を受ける者に限る。 ることを本務とする職員 ることを本務とする職員(医療職給 (2)児童の一時保護業務に直接従事す 児童の一 児童に直接接することを常例とす 略 (1)に掲げる者および医療職 略 時保護業務に直接従事す 改正前 (医療職給 三 略 略 略 略 略

(略)	監查委員事務局	教育	人事委員会事務局	会計局	知事部局	議会局	組織
(略)	(略)	学校教育監 副部長 課(室)長 政策参事 参事学校教育監 副部長 課(室)長 政策課または教職員課に所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主任(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主在(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主査(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主査(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。)	(略)	(略)	首都圏統括監 危機管理監 部長 理事 新幹線・交首都圏統括監 のよいによいによいによいによいによいによいによいによいによいによいによいによいによ	(鮥)	織員

所長

次長

(略) (略) (略)

(略) (略) 場長

次長

部長

管理課長

嶺南管理課長

(略) (略) (略)

この規則は、附則 令和六年四月一日から施行する。

(略)	(略)	(略)
教育総合研究所	(略)	教育総合研究所
ンター		ンター
埋蔵文化財調査セ	所長 次長 総括文化財調査員	埋蔵文化財調査セ
嶺南教育事務所	(略)	嶺南教育事務所
(略)	(略)	(略)
園芸研究センター	(略)	園芸研究センター
た ままま まり 出り	援課長 管理課長 嶺南管理課長 農業経営・流道学	唐3岁至中期7十岁
農林総合事務所		農林総合事務所
(略)	(略)	(略)
看護専門学校	(略)	看護専門学校
県立病院	長 栄養管理室長 経営管理課長補佐 センター長 センター次長 経営管理課参事 医療情報管理サービス課長 利用環境サービス室長 医療情報管理 医療 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	県立病院
和敬学園	(略)	和敬学園
童相談所	(略)	童相談所
	所長 次長	児童・女性相談所
Ì		Ì
こども療育センタ	(略)	こども療育センタ
(略)	(略)	(略)
組織	職員	組織
出先機関		出先機関
別表第二(第二条関係		別表第二(第二条関係)
備考		備考

院長

副院長

事務局長

事務局次長

部長 センタ

(略)

(略)

(略) (略)

一長 部次長

進室次長 経営管理課長補佐

ビリテーション室長

栄養管理室長

地域医療連携推

利用環境サービス室長 検査室長 放射線室長 リハ

経営管理課参事 医療サービス課長

関係) 職員

改め、

同部福井県税事務所の項中

次長

を

次長

に改め、同部嶺南振興局の項中

福井県人事委員会規則第十四号 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年三月三十一日 福井県人事委員会 委員長 野村

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の事務部局の部本庁の項中

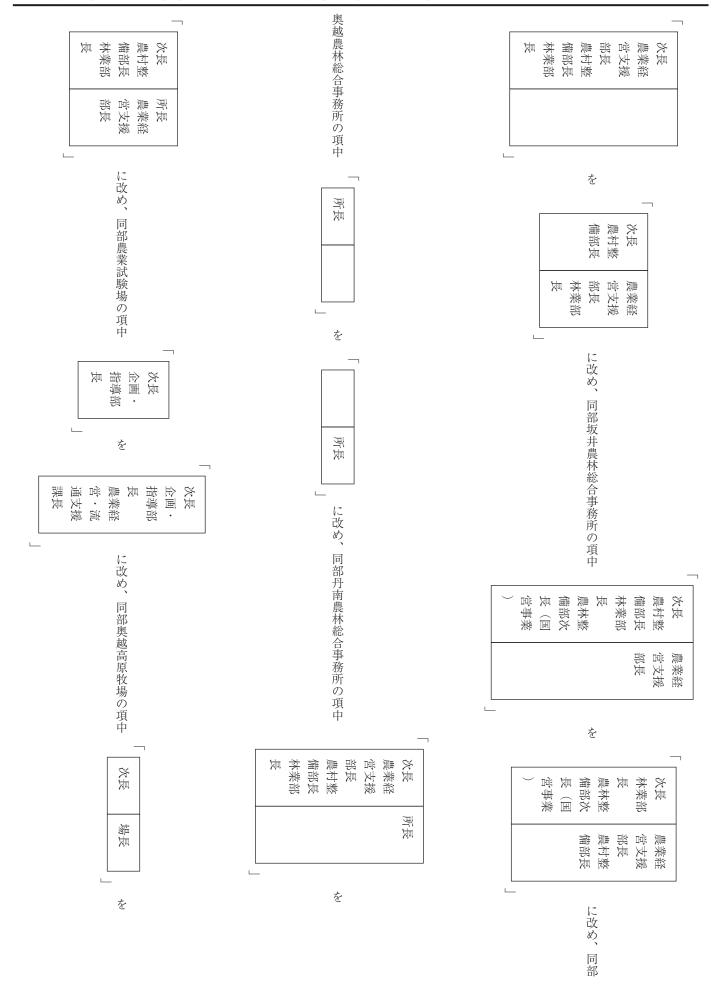
查

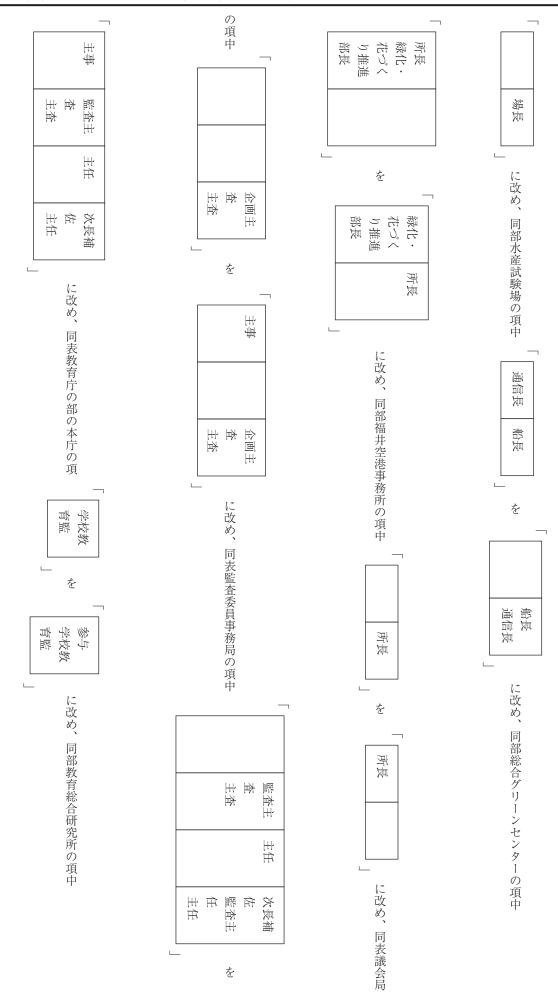
検査主 鱼鱼 主任検 奥越会 課長補 機関長 事検査 主任工 加買 主任検 進室次 納税推 計室長 計至長 坂井会 政策参 至長 東東 東東 会計局 副部長 赋 至長 知事公 ツ局長 スポー # 70 <u>J</u> 新幹線 理事 部長 危機管 理者 会計管 療局長 健康医 文化・ くり 同 ・
次通 理監 統括監 首都圏 を 宜 主任検 機関長 事検査 主任工 進室次 納税推 早年更 奥越会 計室長 坂井会 課長補 至其 政策参 至長 票 会計局 副局長 副部長 至其 知事公 # 70 V ・交通 新幹線 An くり局 会計管 ツ局長 ジャスー 文化・ 77 14 14 14 ・
次
通 新幹線 理事 危機管 MI へり同

同部名古屋事務所の項中	「 若画 室 嶺 口 ク 進 農 営 部 農 鷹 林 麄 二 画 窪 二 株 術 支 長 農 熊 狭 振 長 南 ジ ト 室 業 支 泉 菜 支 炊 衬 部 業 部 州 張 長 州 部 経 接 経 接 展 整 長 木 長 企 興 農 技 営 課 整 長 利 部 税 財 部 部 部 部 財 部 課 長 郎 農 長 郎 農 長 郎 農 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県
中	
	*
所長	若画室鎖ロク進農営部農備林産二画室二林二林術支長農備狭振長南ジト室業支次村部業部州振長州部州部経援村課企興 プェ推長経援長整長水長企興 農長農技営課 整長
 	稅 長 農 賞 部務 業 文 長部 経 援
所長補	に 改
	に改め、同部東京事務所の項中
に 改 め	京 事 務 所 の
	中 中
同部消防学校の項中	副副《知》所述所述所述。以前,以此,以此,以此,以为,以为,以为,以为,以以,以以,以为,以以,以为,以为,以为,以为,以为,
中	明 ) 圏 (
Min Min	
	副副)知)副)総備)所理所所所全事 所地合財 吳長国会 長城整団 代
*	(四)
数	L.7
校典	に 改 め、

うに加える。 に改め、同部若狭歴史博物館の項中 地域 技 類 至 長 票束 部福祉 祉保健 武生福 福祉課 心理判 養育課 社会的 援課長 家庭支 店課長 緊急対 票長 者支援 障がい 一時保 汝長 州長 を 館長 を 部福祉 票束 武生福 福祉課 地域支 類室長 を 祉保健 票長 障がい 者支援 館長 健福祉 精神保 所族 州長 に改め、同部丹南健康福祉センターの項中 に改め、同部総合福祉相談所の項中 に改め、同部こども療育センターの項の次に次のよ

世 佐 医 報 室 ( シム 入 支 ン 次 佐 駅 佐 医 報 第 ( 3 現 水 信 ス ( 3 環 タ 泉 補 「 信 理 長 報 テ 「 院 セ ー 補	別表第一イの	児童· 女性相 談所
に改め、同部敦賀産業技術専門学院の項中	別表第一イの表知事の事務部局の部和敬学園の項中	
		緊 応 家 漿 社 養 垠 心 完 女 缀 忽 課 庭 課 经 默 女 我 思 对 垠 大 垠 女 垠 的 課   乳 垠 女 垠 以
道 注 注 注 注 注	続 一 園長	東
が、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	ををできる。	野坂
等 注 充 券 原	総 現 教 現 総	
に 改 め	に改め、同部県立病院の項中	
同部福井農林総合事務所の項中	か、課長補	





別	に改める。					_	¬ ]															$\neg$
衣 第 一 ハ の	8) 3°																			修課長	専門研	
表 知 事 の 事						山書				談課長	教育相	育課長	理科教	XIII	研究課	校教科	小中学	修課長	教員研	XIII.	管理室	
別表第一ハの表知事の事務部局の部原子力環境監視センターの項中									_						を							
原子力環境 環境																						
監視センタ・			4 5	(利用) (利用)	副				談課長	教育相	育課長	理科教	畑	研究課	校教科	小 中 学		重門研	修課長	教員研	MII.	管理室
- の 項 中		読書推	サスト	(利用	副館長	副館長		_							に改め、							
所 相 有 事 要 理	Ĺ	_													同部図書館の項中							
				こ攻め、司											の項中							
			E A	部ふるさと														三二書				
福井分 新管理 室長			自 d d	司部ふるさと文学館の頁中														川井				
<b>斯</b> ····································				+'																		
 に 改 め、				館長																		
生環境研究上				9									進室長	読書推	子ども	促進)	(利用	副館長				
同部衛生環境研究センターの項中				(3")														副館長				
中															を							

に加える。 別表第一ホの知事の事務部局の部嶺南振興局若狭健康福祉センターの項中 別表第一二の表知事の事務部局の部丹南健康福祉センターの項を削り、同部共通の項中 水産試 別表第一ハの表教育庁の部埋蔵文化財調査センターの項中 所部長 を 逃退 揚長 所長 に改め、同部畜産試験場の項の次に次のように加える。 次長 所長 を 総括文 所疾夷 查具 化財調 汝長 医果果 主任医 に改める。 を 長馬長 主任医 理事 生課長 環境衛 を 次長 長馬長 主任医 主任 医两 主任医 療局長 健康医 MI に改め、同部県立病院の項の次に次のよう に改める。

この規則は、	展	別表第一へ		別表第一小	奥越高原牧場
	看次八支ン次譲長退援り民態にににいい。院セー	、の表知事の専	出 注 格 丰	不の知事の事務	
令和六年四月一日から施行する。	に 改 め、	別表第一への表知事の事務部局の部丹南健康福祉センターの項中	に 改 める。	別表第一ホの知事の事務部局の部嶺南牧場の項中	
す る。	同部共通の項中	健 康 福 祉 セ ン		場の項中	<i>\time\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau</i>
		タ   の 項 中		場	次東
	当 出 企 企 企 企	留		が大力	
	金金玉玉画を事をまる。	*		「	
	を 「 出	地 僧 健 康 康 读 读 社 都 知 東 祖 母 母 母 卑 卑 卑 卑 卑 卑 埋 無			
	金金玉江画 金栗	に改め、同部		に 改 め、	
	H   H   <del> </del> <del> </del>	同部県立病院の項中		に改め、同部共通の項中	
	上 は め る。	等理室 次長			
		看次地療描次		出 出 種 単	
		<u></u>		<u>_</u> を	

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十五号

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則(平成十四年福井県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。 公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第一 五十三 五十二 ~ 五 十 一 (第 一 地方公共団体金融機構 一般財団法人地域総合整備財団 一条関係 (略) 改正後 別表第一(第二条関係 一~五十一 改正前

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一 部を改正する規則を公布する。

和六年三月三十一日

福井県人事委員会規則第十六号

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

越前町の管理職員等の範囲を定める規則(平成十七年福井県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別

次

備考 (略)	(略)	会計課	町長部局	議会事務局	組織	本庁	別表第一(第二条関係)		次の表の改正前欄に掲げ
	(略)	(略)	財政課において財政を担当する者に限る。)課長補佐(総務課において人事を担当する者および理事、課長、事務局長、室長、センター長、参事	(略)	職員			改正後	表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。
備考(略)	(略)	会計課	町長部局	議会事務局	組織	本庁	別表第一(第二条関係)		に改正する。
	(略)	(略)	に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) というでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、 これのでは、 これの	(略)	職員			改正前	

この告示は、

令和六年四月一日から施行する。

附

則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

# 人事委員会告示

福井県人事委員会告示第一号

福井県職員等の勤務時間、 休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、 休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示を次のように定める

令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

の一部を次のように改正する。福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、 福井県職員等の勤務時間、 §等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針(平成七年福井県人事委員会告示第一号)| |休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十三 特別休暇関係	第十三 特別休暇関係
1~15 (略)	1~15 (略)
16 規則第十七条第一項第二十一号の休暇については、次の取扱いによるも	16 規則第十七条第一項第二十一号の休暇については、次の取扱いによるも
のとする。	のとする。
一•二 (略)	一•二 (略)
三 「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。	三 「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項の障害児	ハ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項の障害児
入所施設、児童発達支援センターおよび児童心理治療施設ならびに児童	入所施設、児童発達支援センターおよび児童心理治療施設ならびに児童
発達支援センター以外の同法第六条の二の二第二項および第三項に規定	発達支援センター以外の同法第六条の二の二第二項および第四項に規定
する施設	する施設
ニ〜リ (略)	ニ〜リ (略)
四~七 (略)	四~七 (略)
17~25 (略)	17~25 (略)

県